

(報告事項ア)

松本市議会個人情報保護条例の施行状況について

1 趣旨

松本市議会個人情報保護条例（令和５年条例第２５号。以下「条例」という。）第５０条第２項各号の規定により、前回報告分以後（令和７年８月から９月末まで）の松本市議会個人情報保護条例の施行状況について報告するものです。

2 松本市議会個人情報保護条例施行規程（令和５年議会告示第１号。以下「規程」という。）第５条（保有個人情報及び仮名加工情報に係る安全管理措置）に基づく具体的な措置（条例第５０条第２項第１号関係）

個人情報取扱従事者への研修を次のとおり実施しました。

(1) 日時 令和７年１０月２日（木）午前８時４５分～午前９時

(2) 受講者 議会事務局職員１３名

(3) 内容

令和７年５月１９日（月）実施研修のフォローアップ等を行ったもの

ア 個人情報保護制度の概要

イ 個人情報の外部提供に係る事務手順

3 保有個人情報の利用目的の変更（条例第５０条第２項第２号関係）

なし

4 利用目的以外の利用及び提供（条例第５０条第２項第３号関係）

別紙１のとおり

5 保有個人情報に対する開示請求等の処理状況（条例第５０条第２項第５号関係）

(1) 開示請求・処理状況（令和７年８月１日～令和７年９月３０日） (件)

請求件数	請求対象 記録数	処理の内訳				審査請求
		開示	部分開示	取下げ	不存在等	
0	0	0	0	0	0	0

(2) 訂正請求・処理状況（令和７年８月１日～令和７年９月３０日） なし

(3) 利用停止請求・処理状況（令和７年８月１日～令和７年９月３０日） なし

(4) 審査請求の状況（令和７年８月１日～令和７年９月３０日） なし

6 参考条文

別紙２のとおり

利用目的以外の利用及び提供（条例第 50 条第 2 項第 3 号関係）

1 令和 7 年度（令和 7 年 8 月～ 9 月） 合計 4 件

No.	区分	事務の名称	利用又は提供の内容（根拠条文）	件数(件)
1	提供	議会事務局 庶務業務	中核市議会議長会中央要望のため、本人の同意を得て、中核市議会議長会事務局（岡崎市議会事務局）に提供したもの（条例第 12 条第 2 項第 1 号）	2 件
2	提供	議長会関係 業務	金融機関口座の届出内容等確認書提出のため、口座名義人（長野県市議会議長会会長）本人の同意を得て、当該金融機関に提供したもの（条例第 12 条第 2 項第 1 号）	1 件
3	提供	市議会議員 共済会業務	共済給付金受給権消滅届を遺族から受け付け、遺族本人の同意を得て、市議会議員共済会へ送付するもの（条例第 12 条第 2 項第 1 号）	1 件

○松本市議会個人情報保護条例

(個人情報の保有の制限等)

第4条 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第7条第2項第1号及び第3項第1号、第12条第2項第2号及び第3号並びに第4章において同じ。）の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 議会は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用及び提供の制限)

第12条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(2) 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(3) 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会若しくは公営企業管理者、市が設立した地方独立行政法人、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

(審議会への諮問等)

第50条 議長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、松本市個人情報保護条例（令和4年条例第38号。第3項において「執行機関条

例」という。)第4条第1項に規定する松本市個人情報保護制度審議会(以下「審議会」という。)に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止する場合
- (2) 第7条第2項第8号又は第3項第3号の規定により個人情報を取得しようとする場合
- (3) 第9条第1項の規定により講ずる措置に係る運用上の細則を定める場合
- (4) 前号に掲げるもののほか、議会における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定める場合
- (5) この条例の運用に関し、意見を聞くことが特に必要であると認める場合

2 議会は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかにその内容を審議会に報告するものとする。

- (1) 前項第3号及び第4号の規定により定めた細則に基づき、具体的な措置を講じたとき。
- (2) 第4条第3項の規定により、利用目的を変更したとき。
- (3) 第12条第2項の規定により、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供したとき。
- (4) 第17条第1項の規定により、個人情報ファイル簿を作成したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この条例の運用に関し、特に必要であると認めるとき。